

令和7年度富山県手話施策推進協議会の主な意見

日時：令和7年12月19日（金）午後2時～午後3時

場所：富山県民会館706会議室

議題：（1）本県における手話関連施策の状況について

（2）東京2025デフリンピックの報告

（3）その他

委員からの主な意見

（1）手話普及について

- ・9月23日の「手話の日」に関して、ブルーライトアップ以外にも、啓発につながるイベントなどを検討すべきである。
- ・高齢の聴覚障害者にとって手話通訳の依頼方法が分かりにくい場合があるため、分かりやすい案内や地域包括支援センター等との連携を検討すべきである。
- ・小中学校での障害理解講座や手話学習機会の提供を推進すべき。
- ・滑川市議会で来年度から手話通訳が配置されることになった事例を参考に、他の市町村の議会でも手話通訳の配置が広がっていくことが望ましい。

（2）手話通訳者・手話通訳士の養成について

- ・登録手話通訳士の数が目標に届かず、令和5年度、6年度と増加がない。試験の難易度だけでなく、講習会講師の高齢化や質の低下も問題として捉えられている。
- ・若い世代の手話通訳士養成が全国的な課題であり、大学などの高等教育機関との連携や、山口県立大学の事例（高い合格率）を参考に富山県でも検討すべき。
- ・専門学校や大学などでの専門的な内容に対応できる手話通訳者の配置を学校側に求めるとともに、こうした専門的・技術的な通訳ができる手話通訳者のための研修を県が実施すべき。
- ・手話通訳者の謝礼引き上げにより、手話通訳の依頼側（団体等）の費用負担が増加しているため、その影響や費用負担の仕組みについても検討が必要である。

（3）手話施策推進法について

- ・手話施策推進法の施行はゴールではなくスタートであり、今後、地域においてより一層具体的な施策を推進していく必要がある。
- ・5年後の法律見直しに向けて、「手話言語」という言葉を法律に盛り込むことが今後の重要な課題である。
- ・大学等における配慮（手話施策推進法第8条）に関して、県としても県立大学などとの連携を検討すべき。特に「手話言語」としての理解が不足しており、福祉系・医療系・多言語教育機関などでの啓発が必要。

- ・職場における環境整備（手話施策推進法第9条）に関して、集団面接の場で手話通訳者が同席しても「手話のできる人がいないから採用できない」と断る企業がある。労働局などとの連携を通じて、合理的配慮への理解促進や啓発を強化すべき。
- ・法律に関する学習会など、法律の理念や内容を学ぶ機会を設けるべき。

（4）その他

- ・災害発生時の速報やニュースへの手話通訳配置、避難所での情報保障（手話通訳等）が必要である。
- ・介護職員向けの必須研修（e ラーニング形式等）において、字幕がない、日本語が難しいなどの理由で聴覚障害者が受講しにくい問題があり、情報保障（字幕、手話等）の課題を解決すべき。
- ・東京デフリンピックの成功（多くの観客動員、メダル獲得数、情報保障への取り組み、手話による国歌斉唱など）は、手話への理解促進に大きく貢献した。スポーツ基本法にデフリンピックが加わり報奨金が支給されるようになったことも、理解が広がっている功績である。